

諮問日：令和3年2月5日（令和2年度（最情）諮問第35号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第7号）

件名：特定の諮問において情報公開・個人情報保護審査委員会に提出した資料のリスト等の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁事務総長が令和元年7月8日付で情報公開・個人情報保護審査委員会に行った「令和元年度（情）諮問第9号」の諮問において、最高裁判所事務総長が諮問委員会に提出した資料のリスト及び提出した「理由説明書」の作成過程にかかわる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とするとともに、「警備体制を敷いていなかったという理由説明書の認識は、どのような経路により形成されたものであるのか、その形成過程を説明できる文書」については存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年11月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出あるいは審査の範囲

本件開示申出は、令和元年度（情）諮問第9号（以下「諮問第9号」という。）の手續の資料の公開を求めたものである。その趣旨は、諮問第9号についての情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）の判断

が不十分な情報に基づいて行われており、事実認識の誤りがあり、さらに関連する法規の解釈、つまり公文書管理法と行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の立法趣旨を尊重していないというもので、諮問第9号に係る文書開示申出に対する原判断庁の措置についての苦情を含む。このように、本件開示申出は諮問第9号に係る文書開示申出に関する対処などの問題点を明らかにするための開示であり、切り離して独立させると意味をなさないから、苦情申出あるいは審査の範囲を限定すべきではない。

2 存在しないという文書の問題

(1) 諮問第9号に係る文書開示申出について、諮問第9号の原判断庁である東京地方裁判所は、特定人を対象とする警備態勢の実施を裁可した文書は単に作成していないというのみだが、最高裁判所事務総長が作成した理由説明書は、「特定人に対する文書の提示のために人員を配していたが、警備態勢を敷いていたものではない」から文書を作成しなかったという説明を追加している。答申書はこの説明を受け、「裁判所における庁舎管理のあり様から考えると、立入禁止命令書の提示のために警備態勢が敷かれることがないことは見易いところであり、ほかに警備態勢が敷かれていたことをうかがわせる事情も見当たらない」ので、上記理由説明書は信頼できるとしている。諮問を受理してから答申を行うまでの間に、何らかの調査を行ったことになり、調査に応えた情報発信元は東京地方裁判所である。

(2) そして、本件において最高裁判所は、最高裁判所事務総長が作成した理由説明書で、警備態勢を敷いていなかったという認識の形成過程について、地裁に対する何らかの調査を行ったと思われるが、それを文書化しなかったかあるいは答申により裁判所の措置が認められたので廃棄したと説明しているが、この説明には全く納得できない。

本来、作成され、保存されていなければならない公文書が、作成も取得もされていないとし、あるいは不自然に早期に廃棄されたという場合には、そ

の言い分は真実であるのか、仮に真実であれば、公文書に関する規範に違背するそのような事態が、何ゆえに発生しているのかをも含めて、対処する必要がある。

3 他の資料で確認される事実の問題

諮問第9号においては、理由説明書に、当日、警備対象者に文書を交付した
が警備態勢を敷いていなかったと意味が通りにくい説明があり、その点が司法
行政文書を作成しなかったことを正当化する根拠として、答申が行われた。し
かし、特定事件の裁判の公判では、裁判所職員が警備態勢を敷いていたことが
認定されている。諮問第9号においては、他の資料によって確認される事実
に反する判断がされているという問題がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出は、それぞれ以下の文書の開示を申し出るものと整理した。

(1) 諮問第9号において、最高裁判所事務総長が委員会に提出した資料のリスト

(2) 諮問第9号において、委員会に提出した理由説明書の作成過程に係る以下の文書

ア 理由説明書をどのように作成したのかが分かる文書

イ 理由説明書の作成根拠が分かる文書

ウ 警備態勢を敷いていなかったという理由説明書の認識が形成された過程を説明できる文書

2 このうち、1の(2)のウの申出に係る文書については、最高裁判所内を探索したが、存在しなかったことから、不開示とした。

苦情申出人は、諮問第9号の原判断庁である東京地方裁判所の意見書（別紙記載3の文書。以下、別紙記載の番号を用いて「文書3」などという。）では、警備態勢の実施を裁可した文書について作成していないとだけ記載されているにもかかわらず、最高裁判所事務総長が作成した理由説明書では、警備態勢を

敷いていなかったから文書は作成していないと情報が付加されていることから、最高裁判所において何らかの調査を行ったと考えられる旨主張している。

この点については、最高裁判所が上記の理由説明書を作成するに当たり、原判断庁であった東京地方裁判所に対して必要な事実確認を行ったと考えられる。しかし、現時点で1の(2)のウの文書が存在しないことからすれば、当該事実確認に係る文書は作成されなかったか、あるいは仮に作成又は取得していたとしても、諮問第9号については委員会から令和2年7月21日に令和2年度(情)答申第2号(以下「答申第2号」という。)を受け、同年8月26日に同諮問に係る苦情申出人に対して原判断が相当である旨の通知をしたことにより、事務処理上必要な期間が終了したのものとして本件開示申出の前に廃棄されたと考えられる。

3(1) その余の開示申出については、1の(1)の申出に係る文書として文書5を特定し、1の(2)のアの申出に係る文書として文書1から文書6までを特定し、1の(2)のイの申出に係る文書として文書7を特定した。

(2) 文書1のうち原判断において不開示とした部分には、氏名、住所、特定人がした申出の内容等が記載されている。これらの記載は法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同条1号ただし書イからハまでに相当する事情はなく、かつ、氏名等を除いても公にすると個人の権利利益を害するおそれがあることから部分開示をすることもできない。

(3) 文書3は、供覧票及び東京地方裁判所長作成の意見書である。

このうち、供覧票中の裁判所職員の印影は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、文書3中の上記意見書には、諮問第9号に係る対象文書である「決裁票(件名「裁判所職員に対する加害行為等の報告書(H6.12.27付け総務局長通達総一第391号に基づく報告)」のもの)」が添付されている。同「決裁票」中、裁判所職員の印影については法5条1号に規定する個人

識別情報に相当する。また、同「決裁票」のうち、特定人が職員からの警告に応じず庁舎から退去しなかったという行為の日時、場所及び内容並びに裁判所の対応、その結果等の行為後の事情に関する記載については、当該特定人との関係において法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、さらに、行為後の事情に関する記載については、これを公にすると同種の行為に対する裁判所の対応をあらかじめ知らせる結果となり、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定する不開示情報にも相当する（答申第2号参照）。

そのほか、文書3中の上記意見書に添付された各文書のうち、原判断において不開示とした部分については、個人の氏名、住所、申出の内容等が記載されていることから、上記(2)と同様、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

(4) 文書4には、裁判所職員の印影があり、これらは法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

(5) したがって、文書1、3及び4についてはその一部を不開示とした。

4 なお、苦情申出人は、「答申の判断についての批判と苦情」として、個別の裁判記録を添付した上で、諮問第9号の理由説明書や答申第2号の内容に関する批判等を述べているが、いずれも原判断の当否に関する苦情には当たらない。

5 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------------|
| ① | 令和3年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同年5月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月11日 | 審議 |

⑥ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出について、以下の文書の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出の書面及び苦情申出人の意見書の記載内容を踏まえれば、本件開示申出について以下のとおり整理したことは合理的である。

(1) 諮問第9号において、最高裁判所事務総長が委員会に提出した資料のリスト

(2) 諮問第9号において、委員会に提出した理由説明書の作成過程に係る以下の文書

ア 理由説明書をどのように作成したのかが分かる文書

イ 理由説明書の作成根拠が分かる文書

ウ 警備態勢を敷いていなかったという理由説明書の認識が形成された過程を説明できる文書

2 上記整理を前提とすれば、上記1の(1)の申出に係る文書として文書5を特定し、1の(2)のアの申出に係る文書として文書1から文書6までを特定し、1の(2)のイの申出に係る文書として文書7を特定したとする最高裁判所事務総長の上記説明は合理的である。

3 警備態勢を敷いていなかったという理由説明書の認識が形成された過程を説明できる文書（上記1(2)ウ）の存否について

苦情申出人は、「警備体制を敷いていなかったという理由説明書の認識は、どのような経路により形成されたものであるのか、その形成過程を説明できる文書」について、諮問第9号の原判断庁である東京地方裁判所の意見書（文書3）では、警備態勢の実施を裁可した文書について作成していないとだけ記載されているにもかかわらず、最高裁判所事務総長が作成した理由説明書では、警備態勢を敷いていなかったから文書は作成していないと情報が付加されてい

ることから、最高裁判所において何らかの調査を行ったと考えられる旨主張している。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所が上記の理由説明書を作成するに当たり、原判断庁である東京地方裁判所に対して必要な事実確認を行ったと考えられるが、該当する文書は存在しなかったことから、当該事実確認に関する文書は作成されなかったか、あるいは仮に作成又は取得をしていたとしても、諮問第9号について委員会から令和2年7月21日に答申第2号を受け、同年8月26日に同諮問に係る苦情申出人に対して原判断が相当である旨の通知をしたことにより、事務処理上必要な期間が終了したものとして本件開示申出の前に廃棄されたと考えられるとのことである。

この点について検討すると、司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないこととされ、また、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の1の(5)の定めにより、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。

そして、上記1(2)ウに該当する文書が仮に作成されていたとすると、同文書は諮問第9号において最高裁判所が理由説明書を作成するに当たり必要とされた事実確認作業に伴い作成されたもので、同理由説明書が作成されればその目的は果たされるといえるから、本申出に該当する文書を短期保有文書として取り扱ったことは合理的であるといえる。また、最高裁判所が諮問第9号について委員会から答申第2号を受け、同諮問に係る苦情申出人に対して原判断が相当である旨の通知がされれば、同諮問に提出された理由説明書の作成過程で

用いた事実確認のための文書は、その用途に照らし事務処理上必要な期間が終了したといえるから、本件開示申出前の上記通知がされた時点で事務処理上必要な期間が終了したものとして廃棄されたと考えられるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容は合理的であるといえる。

そのほか、最高裁判所において、本申出に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、前記第3の3のように主張するが、警備態勢を敷いていなかったとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点は認められない。

よって、最高裁判所において本申出に該当する文書を保有していないと認められる。

4 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について

(1) 見分した結果によれば、文書1及び文書3のうち原判断において不開示とされた部分には、氏名、住所及び特定人がした申出の内容等が記載されていることが認められる。これらの記載は法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同条1号ただし書イからハまでに相当する事情はうかがわれず、かつ、氏名等を除いても公にすると個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示をすることは相当ではない。

(2) また、文書3を見分した結果によれば、原判断において不開示とされた部分には、特定人が職員からの警告に応じず、庁舎から退去しなかったという行為の日時、場所及び内容並びに裁判所の対応、その結果等の行為後の事情に関する記載があることが認められる。これらの記載は、当該特定人との関係において法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、かつ、同号ただし書に規定する情報に相当するような記載は見当たらない。また、行為後の事情に関する記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、これを公にすると同種の行為に対する裁判所の対応をあらかじめ知らせる結果となり、

今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定する不開示情報にも相当する。

(3) さらに、見分した結果によれば、文書3及び文書4のうち原判断において不開示とされた部分に裁判所の職員の印影があることが認められる。

裁判所職員の印影については、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、職務の遂行に係る情報ではあるものの、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障が生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

5 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は、「答申の判断についての批判と苦情」として、個別の裁判記録を添付した上で、諮問第9号の理由説明書や答申第2号の内容に関する批判等を述べているが、いずれも原判断の当否に関する苦情には当たらないことからすれば、同主張は上記判断を左右するものではない。

6 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、最高裁判所において上記1(2)ウに該当する文書を保有していないと認められ、また、本件対象文書の不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成31年4月11日付け最高裁秘書第1896号事務総長通知「苦情の申出について」（別添文書を含む）
- 2 平成31年4月11日付け最高裁秘書第1898号事務総長照会「資料の取寄せについて」
- 3 供覧票（件名「（1891）苦情申出に対する意見等について」のもの）
（供覧文書を含む）
- 4 決裁票（件名「（1891）苦情の申出について（諮問）」のもの）
- 5 令和元年7月8日付け最高裁秘書第3613号事務総長諮問「苦情の申出について」
- 6 令和元年7月8日付け最高裁判所事務総長「理由説明書」
- 7 平成27年4月6日付け最高裁秘書第673号事務総長通達「情報公開・個人情報保護審査委員会の運営について」